**平成２３年（フ）第１２０５号**
堺市中区八田西町２丁11番12号　ハウスアメニティ105号
債務者　坂東みな子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１２２２号**
大阪府藤井寺市沢田１丁目12番10号
債務者　天阪建設こと　黒田眞二郎
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１２５８号**
大阪府藤井寺市惣社２丁目２番31号、前住所大阪府藤井寺市国府１丁目４番20号
債務者　林　　良紀
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１３０１号**
堺市北区新金岡町２丁２番１―504号
債務者　増木千代子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１３０２号**
堺市北区新金岡町２丁２番１―504号
債務者　増木　博子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１３２４号**
大阪府松原市大堀３丁目12番２号
債務者　井村　昌子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１３３９号**
堺市南区赤坂台３丁９番27―206号
債務者　福井　礼子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１３８３号**
堺市中区土塔町2204番地６
債務者　松原健史郎
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１３８６号**
堺市堺区向陵東町２丁２番17号　第１仁徳マンション101号、前住所堺市堺区百舌鳥夕雲町１丁31番地10
債務者　吉田　　孝
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第７８号**
兵庫県小野市粟生町1842番地　粟生宿舎１―503号
債務者　田中美恵子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　神戸地方裁判所社支部

**平成２３年（フ）第５０号**
山口県長門市東深川153番地　県営住宅田屋３棟304号
債務者　内山　　弘
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　山口地方裁判所萩支部

**平成２３年（フ）第２５７号**
香川県高松市伏石町2135番地８
債務者　浅野　正道
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　高松地方裁判所破産・再生係

**平成２３年（フ）第２５８号**
香川県高松市伏石町2135番地８
債務者　浅野香代子（旧姓金関）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　高松地方裁判所破産・再生係

**平成２３年（フ）第２０号**
香川県三豊市山本町財田西421番地
債務者　爲廣惠美子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　高松地方裁判所観音寺支部

**平成２３年（フ）第２１号**
香川県観音寺市吉岡町98番地１　ピースフルハイツＢ101号室、住民票上の住所香川県三豊市山本町財田西418番地１
債務者　爲廣　憲幸
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　高松地方裁判所観音寺支部

**平成２３年（フ）第３９号**
香川県観音寺市本大町1119番地１
債務者　大森　汐美（旧姓廣瀬）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　高松地方裁判所観音寺支部

**平成２３年（フ）第８７０号**
福岡市南区塩原３丁目17番５―502号
債務者　小野　昌子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部